

広島大学 高等教育研究開発センター 大学論集  
第 38 集 (2006年度) 2007年 3月発行：257-276

## 南京国民政府下の高等教育状況に関する一考察

—国際連盟「教育考察団」による中等教育・高等教育間接続問題の分析を軸に—

橋 本 学



# 南京国民政府下の高等教育状況に関する一考察

—国際連盟「教育考察団」による中等教育・高等教育間接続問題の分析を軸に—

橋本 学\*

## 1. 緒言—本稿の前提と方法—

国際連盟が中国・南京国民政府の要請に応じる旨を決定し、これに基づいて加盟国の学識経験者4名(ドイツ・イギリス・フランス・ポーランド出身者)を中心メンバーとする「国聯教育考察団」(The League of Nations' Mission of Educational Experts)を派遣したこと(1931年9月30日～12月中旬)、同「考察団」が、帰欧後、“The Reorganisation of Education in China”と題する報告書を纏めたこと(1932年7月)、さらに同報告書の全訳書『中國教育之改進』が中国側により完成・刊行されたこと(同年12月)は、既に拙稿「南京国民政府治下の高等教育改革に関する一断面」において指摘したとおりである<sup>1)</sup>。

本稿は、上記拙稿で判明した成果、とりわけ同「考察団」が、中国が進める教育改革とは、あくまで“中国自らの幸福”をもたらすような教育の実現を目標とすべきで、安易に他国の素材を利用したり、手段・方法やシステムを模倣するのではなく、自国の実情に即した独自の教育を探求していくべきだ、との認識に立っていた点を踏まえて、彼ら「考察団」が行った高等教育方面に関する調査の特色化を図ることを企図するものである。

むろん、このためには、①彼らは調査を通じて如何なる高等教育方面の実情を把握し得たのか、また、②そうした実情は如何なる方法で知り得たか(すなわち現地調査・聞き取り調査・資料調査=情報源の別)、さらに、③把握し得た実情をどのように分析したのか、そして、④その結果、彼らは如何なる提言を行ったのか、といった諸点に対して検討を加えるべきであろう。

だが、既に上記拙稿でも述べたように、同「考察団」については旅行日誌等の基礎文献が未見であるなど、資料上の限界もあり、残念ながら、現時点では②に関する検討は断念せざるを得ない。加えて、④の提言に関する検討は、当時の中国側諸氏による論攷とを併せる形で進める必要がある。従って提言内容を紹介するに留めることとし、当面は①と③とに焦点を据え、「考察団」が当時の中国における高等教育状況をどのように捉えたのか、換言すれば、彼らが前掲報告書で示した高等教育方面への提言の根拠を、可能な限りにおいて明確化することに力点を置きたいと考える。

ただ、この作業を進めるに先立って、「考察団」報告書中の高等教育方面に関する議論の所在と特徴についていくつか確認しておく必要がある。すなわち、既に上記拙稿でも述べたように、同報告書が、前言、第一部(総論)、第二部(各論=各教育段階別分析)と、付録(結論、並びに初歩的改革方策)の4部分からなり、高等教育に関する議論が第二部のChapter III(大学教育)のほか、

\* 広島国際大学医療福祉学部助教授

第一部の各Chapterや第二部のChapter II（中等教育）にも含まれていること、加えて、同報告書では時に高等教育方面に関しても同種の実情や問題が複数の部分で指摘されているという点である。要するに、個々の領域（あるいは教育段階）が個別・縦割り式に論じられている訳ではないのである。これは、同「考察団」が高等教育と中等教育とが密接な関係にあり、それゆえ双方に跨った問題が存在するといった高等教育問題の複雑な構造を十分に認識した上で、やむを得ず、あるいは意識的に取った叙述方式と見るべきであろう。

いずれにしても、「考察団」が報告書で論じている高等教育方面の諸問題を内容的に精査すると、以下の三項に整理できる。すなわち、1) 中等教育・高等教育間の接続に関する問題、2) 高等教育における教育システム上の問題、3) 高等教育における財政上の問題、である。彼ら「考察団」が認識した高等教育問題の構造化を図ろうとすれば、その三方面から分析を進める必要があるが、紙幅の限界もあり、本稿では、作業の最初として「考察団」が中等教育・高等教育間の接続問題をどのように捉えたのか、この検証を可能な限り試みる<sup>2)</sup>。

なお、「考察団」報告書では、中等教育・高等教育間の接続問題に関して、第一部のChapter VIII（学校の分布）、Chapter XI（学制）、並びに第二部のChapter II（中等教育）、Chapter III（大学教育）の各部分で論及されている。ちなみに第二部Chapter IIでは中等教育における教育内容、Chapter IIIでは大学入試制度と大学預科制度について問題点を論じている。従って、以下ではこれらの内容を整理し、教育法制（学制・中等教育関連法規）に基づく接続問題、教育（カリキュラム・教育方法）をめぐる接続問題、高等教育側から見た“入口問題”（預科制度・大学入試制度）の三項を立てて、アプローチすることとする。

## 2. 教育法制に基づく接続問題

「国聯教育考察団」が注目した問題の一つは、中等教育と高等教育とが制度的にどのような接続関係を持っていたのか、という点であった。一方で、彼らは各教育段階の教育機関に関する地域的分布状況にも着目しているが、その実情から中等教育機関と高等教育機関の分布状況に相互の接続を阻害する要因を見出している。むしろ、彼らは機関の分布状況を見るに当たって何も中等教育と高等教育の接続にのみ注視した訳ではないが、筆者としては、法制度に基づく相互の接続を前提に見ることで、機関の分布状況と接続問題との関係がより鮮明になると認識し、この項に含めることとした。

### (1) 「国聯教育考察団」来華時における中等教育制度 —「中学法」等制定前夜の実情—

当時の中等教育は、1928年3月、旧中華民国大学院（教育部の前身）によって公布された「中學暫行條例」（25条）を制度的根拠としていたが、この条例は、基本的には北京政府時代のいわゆる「壬戌学制」（1922年）を踏襲するものであった<sup>3)</sup>。

具体的には、初級中学（前期中等教育）3年、高級中学（後期中等教育）3年の6年制で、初級・高級の併設を原則とし、初等教育6年（初級小学校4年・高級小学校2年）の修了者を受け入れる

初級中学では普通教育が、また高級中学では普通科のほか各種職業科（農・工・商・師範・家事等科）も設置され、生徒は普通教育か職業教育かを選択するシステム（選科制）になっていた。

だが、「壬戌学制」の中等教育規定が、制度移行に時間を要すること、地方の事情等を勘案して、初級・高級の各修業年限を2年・4年、4年・2年とすること<sup>4)</sup>、初級・高級の各級単独設置、初級中学における職業科の併置、職業科の単独設置（師範学校6年制：初級中学卒業者の編入可。職業学校の修業年限は地方の需要に基づいて定める）を認めるなど、概して弾力的なものであったことから、その影響は南京政府下にも及んでいた<sup>5)</sup>。

制度的不統一や中学における普通科・職業科の併置等を背景とする弊害が制度の上で排除されるのは、1932年12月、「職業学校法」「中学位法」並びに「師範学校法」公布以後のことである<sup>6)</sup>。

## (2) 学制上の接続問題

「考察団」が注視した点は、特定領域、すなわち職業教育領域の教育段階間に事実上の接続制限が存在したということである。彼らの認識を示すと以下ようになる。

現状では、初等教育と中等教育（普通教育・師範教育・職業教育）の接続や、中等教育内における初級中学（普通教育）と師範学校・職業学校の接続も問題は認められないが、例えば下級の職業学校（junior vocational schools）と上級の職業学校（higher vocational schools）の間には、事実上、接続関係が認められない。

こうした問題が顕著に現れているのが中等教育と高等教育の接続で、修業年限の短い工業専門学校（higher technical school）、4年制ないし5年制の独立学院（college）や大学（university）は下位の6年制中学（普通科）とは接続しているものの、中等教育の職業教育領域に関しては、たとえ同系列であっても上位の高等教育機関とは接続していない。具体的には、中等教育段階をカバーする6年制師範学校（middle normal schools having a full 6-year programme）及び後期中等教育段階の3年制師範学校（senior normal schools）は、上位の教育学院（normal colleges）などの高等師範教育機関（higher normal schools）と接続関係がなく<sup>7)</sup>、また、6年制職業学校（vocational schools having a full 6-year programme）も、高等教育機関の各部門（some departments of higher school）に進学する道は事実上閉ざされている<sup>8)</sup>。

やはり師範学校・職業学校の卒業生にも同系列の上位機関に進む機会を用意すべきではないか。これが「考察団」の批判的な意見であった<sup>9)</sup>。ただ、これはあくまで理想論であった。

実は「考察団」は報告書の別の箇所でも、「(実際に) 職業訓練を主たる目的に大学進学を行うことになれば、…必然的に職業訓練の課程と中等普通教育課程との無差別化を引き起こすことになる」と、些か消極的な見解を漏らしており、下位の職業学校から上位の高等教育機関への進学が、実際には極めて困難である点も認めている<sup>10)</sup>。彼らは理想と現実の間でジレンマを来していたのであり、結論的には“制度上は機会を保障しておくべき”という程度のものであった、と思量される。

## (3) 学校分布に見る接続問題

以上のように、実際上、高等教育と接続関係を有するのは中学普通科、直接には高級中学普通科

に限られていた訳である。だが、そうした高級中学の整備状況や修学状況には、地域的な不均衡が存在していた。「考察団」は各教育段階教育機関の分布状況を検証するなかで、この点にも注目し、これが高級中学以上に偏在する高等教育との接続にも影響している、と認識したのである。

「考察団」によれば、中学課程6年の修了者＝高級中学課程修了者は初級中学入学者の25%未満、また高等教育機関への進学率は、中学卒業者＝高級中学課程修了者の15%未満と推計されている<sup>11)</sup>。一方、小学・中学の整備がアンバランスな省もある上に、各省間で初級中学から高級中学への進学率にかなりの格差が存在しており、例えば河南・山東の両省では初級中学の在学者数が中学生総数の80%を占めるのに対し、江蘇・湖北両省では（他省からの高級中学進学も考えられるが）初級中学在学者が全体の三分の一にも満たない、とも指摘する。

そうした実情を前にして、彼ら「考察団」が問題視しているのは、高級中学在学者（高等教育に進学する可能性のある者）の多い地域と高等教育機関の分布状況とが、必ずしも相応していないという点である。

ここで、1930年度における高等教育機関（国立・省立・設置認可を受けた私立の大学・独立学院）の分布状況を示すと、上海市・江蘇省が19（うち上海13）、北平市・河北省が18（うち北平12）と群を抜いており、以下、広東・四川両省の各3、浙江・湖北・山西・福建省の各2、山東・河南・安徽・湖南等8省が各1、である。従って、地域格差の極端さは自明であろう<sup>12)</sup>。

いずれにしても、以下の「考察団」による主張はことの本質を如実に示している。「高等学府は北平・上海等のごく限られた地域に集中しており、（結果として）高等学府の拠点たるべき所が往々にして全く大学を欠いていたり、…他方、学生が多くなく、高等学府に適していない地に大学が存在している。…経常的に大規模な学生の“異郷遊学”現象が生じる所以である」<sup>13)</sup>。

「考察団」報告書に高級中学在学者の省別データが揭示されておらず、現時点で高等教育機関の分布状況と進学母体との地域的不均衡を確認する術はない。ただ、かつて「第二次全国教育會議」（1930年4月）における「改進高等教育計劃」の一項に「整理現有省立大學並規定増設大學地點辦法」が含まれたことを想起すれば<sup>14)</sup>、彼らの見解は当然のものと云わざるを得ない。

### 3. 教育をめぐる接続問題—中等教育における問題点を軸に—

以下でも示すとおり、「考察団」は中等教育と高等教育の関係がいわば“上位による下位支配”であることを十二分に認識させられることになる。既に見たように、制度上、高等教育と接続関係を有するのは中等教育のうち的高级中学普通科に限られており、しかもそこからの進学者が極めて低い比率でしかない。結局、同一世代の進学率は1%にも満たない状況であり、従って、高等教育機関の就学者は正しく“エリート中のエリート”であったことになる<sup>15)</sup>。にもかかわらず、現実にはそうした僅少者を収容する高等教育機関側の需要が、普通教育だけでなく師範教育・職業教育をも含む中等教育（カリキュラムや方針）を事実上支配している実情に、「考察団」は凝視せざるを得なかった訳である。

彼らは中等教育の様々な側面に着目してはいるが、とくに中等教育・高等教育間の接続との関連

では、中等教育における実科教育（農業・工業・商業等の実用的科目）及び科学教育（自然科学科目）への軽視という点に注視しており、以下でも、これらに関する彼らの認識を軸に見ていく<sup>16)</sup>。

### (1) 「国聯教育考察団」の中等教育観

ここで、中等教育のカリキュラム内容や具体的な教育実情をめぐる「考察団」の見解を見る前提として、一体、彼らが中国の中等教育を前にして、どのような考えを抱いていたかを確認しておきたい。当然のことながら、ここには、一方で発展過程にある中国社会の実情を意識しつつ打ち出された彼ら自身の中等教育観が表出されている。以下、報告書からの抽出である。

実情として、「中国では大学のほぼ全てが中等学校と接続しており、これら中学は学習者や教育者に実験機会を提供するだけでなく、大学のために将来の学生を作る」が、「これら中等学校は固より大学の需要に適合させようとする必要はない。但し、我々が認めねばならないのは、…中等学校が、中国の旧文化や旧思想を欧米文化と融合させるという学術上の困難な問題と、初歩的接触をもつことを免れ得ないという点である」。

ただ、「今後の高級中学は大学の需要あるいは大学の仮定的な需要に付き従っていき、…前期中等教育の方法や課程に影響する。この種の傾向は何も中国だけではないが、阻止せねばならない」。例えば、「理論研究は、学生の将来における大学進学には都合がよからうが、…中等教育における価値ある要素の一つでしかない。中等学校の目的は大学生を作るにあるのではなく、自らを取り巻く世界に関心を抱き、そこで自己の役割を果たす覚悟を備えた健全で活発で鋭敏な思想を持つ人材を作ることにある」。

いずれにしても、「我々は、他の多くの国家と同様、中国においても大多数の中学生が大学には進学しないし、また進学すべきではない、と認識する必要がある」<sup>17)</sup>。

要するに、中等教育は“大学生を作る”という役割と本来の役割であるはずの“優れた社会人＝人材をつくる”あるいは“人格形成”との間で翻弄されている。また中等教育が欧米近代文明との最初の接触機会でもあるがゆえに、まさに近代化過程のなかで苦悩している中国社会そのものでもある、という認識であろう。従って、最後の一句は何も高等教育への進学を否定している訳ではなく、そもそも中等学校とは多様な人材を作る場所であるということを確認したものと見るべきである。では、こうした認識を踏まえて、彼らは、中等教育のカリキュラムや教育実態をどう見たのであろうか。

### (2) 暫定カリキュラムに見る中等教育の問題点

さて、教育部は「第一次全国教育會議」（1928年5月）での決議案「組織中小學課程標準起草委員會起草中小學課程標準案」を受けて<sup>18)</sup>、少なくとも同年末には中学・小学課程標準案の起草作業に着手した<sup>19)</sup>。結局、初級中学並びに高級中学各科（普通科・商科・師範科）の「暫行課程標準」が制定頒布されるのは1929年8月から1930年11月にかけてのことである<sup>20)</sup>。そして、「考察団」はそうしたカリキュラムにおける実科教育及び科学教育の比重の低さに注目した。「考察団」報告書にも初級中学及び高級中学普通科の「暫行課程標準」が掲げられている<sup>21)</sup>。

まず、初級中学の「暫行課程標準」によれば、総学分数（単位数）は186だが、報告書には、これを100%として各科目の必要学分数を百分比に換算した数値が示されている。このデータに基づけば、比重の高い科目は上位から順に国文19.2%，数学16.1%，外国文（英語）10.7%（あるいは16.1%）で、自然科学の8.0%，党義與公民・歴史・地理の各6.4%がこれに次いでいる。なお、科目として職業課程（第三学年の選修科目で、英語を選択した場合は履修しない）も掲げられているが、8.0%（あるいは2.8%）で、その比重は生徒の選択状況によって変わりうる。ここからわかるように、自然科学系の一科目たる数学は確かに高い比重を占めているが、物理・化学・生物に相当する自然科学は低く、語文系が29.9%（あるいは35.1%）、社会系19.2%と文系科目がほぼ比重の半分を占めている<sup>22)</sup>。ちなみにその他の科目は体育・手工（農業・工業・家事の三科目から学校が選定）が各4.8%，図画・音楽が各3.2%，生理衛生の2.1%である。さらに党童軍（童子軍）も存在したが、学分外とされた<sup>23)</sup>。

次に高級中学普通科の「暫行課程標準」であるが、「普通科不分文理科」とし、いわゆる文科系・理科系には分けず、統一カリキュラムとする旨が規定された。総学分数（単位数）は156と初級中学より30学分数少ないが、各科目の百分比を比較すると、外国文（英語）16.7%，国文15.6%，数学12.2%が上位を占め、党義與公民の7.8%がこれに次いでいる。以下、体育5.8%，化学・生物の各5.2%，物理・本国史・外国史・軍事訓練各3.9%，本国地理・外国地理各2.0%である。なお、選修科目が12.0%とあるが詳細は不明である。従って、数学を除く自然科学系が14.3%と初級中学よりは比重が上昇しているものの、語文系32.3%，社会系19.6%と文系科目の優位は明らかであり、事実上の“文科”と言ってもよい内容であった。

ちなみに「考察団」報告書から、後に「中学法」によって制度化される職業課程の高級中学設置が当時から既に進展しつつあったことがわかるが、彼らによるヒアリングの結果は「大部分は、…みな“紙上の空談””ということで、“実科教育軽視”という印象を何ら覆すものではなかった<sup>24)</sup>。

### (3) 教育方法に見る中等教育の問題点

この他、教授法についても言及がなされている。具体的には大半の授業が座学（講義形式）で占められていることへの批判である。

彼ら「考察団」一行が初級中学の教室を参観した際、教師が講義している時は、生徒は黙然とこれを聴き、あるいは筆記し、教師が少しばかり教科書を読めば、生徒は自ら教科書を持っているにもかかわらず、やはり筆記をする、といった光景を目の当たりにした。この経験を踏まえて彼らが提起したのは、すなわち「教師の重大な任務とは、知識の注入ではなく、学生の好奇心を引き起こすこと」であり、「自然界や人類の生活の観察、化石・昆虫・卵類の採集、あるいは近隣の名勝に遊んでは簡単な日記をつける、年長者から衣食住の由来を教わる」ことを学生に勧めるなど、「彼らに耳目を働かせるようにすべきであり、その方が印刷物を見せたり講演を聴かせたりするよりも、もっと重要な効用がある」ということであった<sup>25)</sup>。

科学教育に関しては、とくに観察や実験の時間が極めて少ない点を指摘する。中学における実験設備等の整備が財政的問題ゆえに困難を来していたことは明らかだが、彼ら「考察団」が主張した

ことは、専門学校でもないのに高価な設備は不要で、必要な装置・設備の多くは教師の指導の下で生徒たちに作らせればよく、そうした作業を通して科学とその他の学問との類似性を認識し、あるいは工夫を凝らすようにもなる、ということである。先に示した「考察団」の教師観とあい通ずる見解ではあるが、「中等教育の要点は得た結果にあるのではなく、培われた習慣にある。教師の任務は科学者を作るのではなく、科学のプロセスを理解させ、科学の可能性を認識させ、それを人生の意義にまで結びつけさせることにある」。まさに科学教育の普遍的意義と言える<sup>26)</sup>。

#### (4) 高等教育進学時の専門分野選択状況

では、上記のようなカリキュラムの下で学び、なおかつ座学中心の教育を受けた中学卒業生たちは、大学進学に当たってどの専門分野を選択していたのであろうか。以下は、「考察団」報告書に示された一節である。「中国の大学における特徴は、…三分の一の学生が法科に学び、五分の一強の学生が文科に学ぶ。工科に学ぶ者は十分の一に過ぎず、理科は十分の一弱、農科に至っては農業研究が中国の将来にとって極めて重要であるにも関わらず、学生全体の百分の三である」<sup>27)</sup>。

ここで、上文の根拠となった報告書上のデータ、すなわち、1930年度の59大学（専科学校等28校を除く）に在籍する学生2万8677人の選科状況の詳細を示すと、文科22.5%、法科36.6%、理科9.7%、教育6.1%、農科3.1%、工科11.5%、商科6.2%、医科3.7%となる。従って、圧倒的多数が文系を選択しており、理系（理科・農科・工科・医科）は併せて28.0%と三分の一にも満たない。

1930年前後におけるこうした学生の分野別選科比率は、他の調査統計においてもほぼ同様である。例えば、1931年度の高等教育機関卒業生の場合（専科学校等を含む）、文科21.4%、法科37.2%、理科6.1%、教育8.9%、農科5.5%、工科12.0%、商科5.7%、医科3.2%であり、同年度の入学者に関しても、文科24.0%、法科30.1%、理科13.8%、教育10.5%、農科3.0%、工科10.0%、商科4.7%、医科3.9%と明らかに類似性が認められる<sup>28)</sup>。

むろん、この原因をカリキュラム・教育方法の如何にのみ求めることはできない。例えば時代の変化に伴って変動しうる社会の総体的な考え方や価値観も、重要な要因として考え得るからである。ただ、報告書の次の一節が述べているように、時の教育政策や教育条件・環境が学習者にもたらす影響を否定することもできないと考える。

「中国の今日の高級中学は、我々から見れば、画一的過ぎる嫌いがある。…その結果、ついには多くの文科資質を欠く生徒が、学修すべき科がないため、やむを得ず文科に学んでいる。性質的にも実科に近い者がその天性を発揮する機会を持ってないのである。結局、国家は学校によって多くの必要としない人材を作り出しているが、中途半端な文科の知識をもって実際のな要求に応えることはできない」<sup>29)</sup>。

## 4. 高等教育側から見た“入口問題”―預科制度の弊害と入試制度のあり方を軸に―

以上では“送り出す側”である中等教育側の教育状況について、「考察団」が認識したを問題点を中心に述べた。では、既述のような種々の問題点を抱えた中等教育の修了者を“受け入れる側”

の高等教育側は如何なる体制で臨んでいたのか。また、高等教育側の体制に対して彼ら「考察団」はどのように認識したのであろうか。以下では、まず当時の高等教育体制と高等教育側の入学資格規定を確認した上で、「考察団」の“入口”体制（預科制度と入試制度）に対する見解を検証する。

### (1) 1931年後半段階における高等教育体制と入学資格規定

周知のとおり、南京国民政府下では「大學組織法」「專科學校組織法」（1929年7月国民政府公布。以下、大法、專法と略）並びに「大學規程」「專科學校規程」（1929年8月教育部公布。以下、大規、專規と略）を抛り所として、高等教育の新たな体制が整備されていく。すなわち、4年制の大学及び独立学院（但し、医学院は5年制）と、2年制・3年制の專科學校（例えば医学專科學校は3年課程+実習1年）を柱とする体制である<sup>30</sup>。

諸規定に従えば、大学は3学院（学院は“学部”に相当）以上を有するいわば“総合大学”で、独立学院は1学院のみの“単科大学”や2学院構成の“小規模大学”，また專科學校は“高等専門学校”（日本の現行制度のような中等教育段階はなく、形態的には“短期大学”に相当）であった。

ここからもわかるように、1学院であれ3学院以上であれ、それは規模の問題であって“大学”であることに変わりはない。従って、新高等教育体制の成立当初から、用語としての「大學」はしばしば大学と独立学院とを包括する概念として用いられた。このことを象徴するのが「大學組織法」及び「大學規程」で、これらはすなわち独立学院に関する法規でもあった訳である。

なお、上記「專科學校規程」はその後一部が修正され、1931年3月、改めて「修正專科學校規程」（以下、修正專規と略）として公布された。従って、以下の專科學校の制度に関する叙述では、特段の断りがある場合を除き、原則として「專科學校組織法」と修正「規程」の内容に基づいている。

入学資格に関しては、大学及び独立学院の場合、「大學<sub>(マ)</sub> 入學資格，須曾在公立或已立案之私立高級中學或同等學校畢業，經入學試驗及格者」（大法第20條）。「大學或獨立學院入學資格，須曾在公立或已立案之私立高級中學或同等學校畢業，經入學試驗及格者。大學或獨立學院得酌取特別生，其具有前項學校畢業資格於第一年内補受入學試驗及格者，得改爲正式生」（大規第3條）の規定に基づき、所定の高級中学または同等の学校を卒業し、入学試験に合格することとされた<sup>31</sup>。

また、專科學校では「專科學校入學資格，須曾在公立或已立案之私立中學<sub>(マ)</sub> 畢業或具有同等學力<sub>(マ)</sub>，經入學試驗及格者」（專法第8條）、「專科學校入學資格，須曾在公立或已立案之私立高級中學或同等學校畢業或具有與高級中學畢業同等學力，經入學試驗及格者」（修正專規第3條）となっており、所定の高級中学（あるいは同等の学校）を卒業するか、または高級中学卒業と同等の学力を有し、入学試験に合格することが入学資格と定められた<sup>32</sup>。但し、続いて「各校取録同等學力之學生，最多不得超過取録總額五分之一」（同上）との規定もあり、高級中学卒業と同等の学力を有すと認定された者の合格者数には、各校合格者総数の五分の一という上限が設定された。

なお、新体制の下で、大学・独立学院に專科學校と同じ性格を有する「專修科」（修業年限は2年ないし3年）が設置された。この「專修科」は、既に大学・独立学院が存在する同一地域に独立した專科學校を別途設けるよりは既存の機関内に同等の組織を設けるべきだ、との考えから設置されたもので、「專修科入學資格，須在高級中學或同等學校畢業，經入學試驗及格者」（大規第24條）と、

本科と同様の入学資格設定がなされているが、修業年限に関しては、医学専修科に限り、医学専科学校の場合と同様、3年課程修了後、さらに実習1年が課された<sup>33)</sup>。

これが「考察団」が来華した1931年後半段階における高等教育側入学資格規定の全容である。

## (2) 高等教育法規から削除された預科制度の残映

しかしながら、実際には、上記の入学資格規定に認められない教育組織が、当時の高等教育機関にはなお存在していた。それが預科である。

この預科制度は、1902年制定の「欽定京師大學堂章程」に基づいて、京師大学堂本科（分科大学）に進学するための大学預備科（修学年限3年）が京師大学堂に附設されたのを嚆矢とする<sup>34)</sup>。その後、地方（省都）に高等学堂（修学年限3年）が相次いで設置され、全国に大学堂進学のための教育システムが整備されることとなる<sup>35)</sup>。結局、辛亥革命（1911年）前夜の1909年における預科レベルの教育機構としては、京師大学堂・北洋大学堂・山西大学堂に置かれた大学預備科と、各省の高等学堂が24か所存在した<sup>36)</sup>。

中華民国成立（1912年）以後、高等教育を始めとする教育システムが混乱を来したことは言わずもがなだが、預科教育（中等教育と高等教育の専門教育を接続する教育）について言えば、北京政府が公布した「壬子癸丑学制」に基づいて旧来の大学預備科・高等学堂が1914年末までに全て「停辦」（運営停止）となり、これに代わって新制高等教育機構（大学・専門学校・高等師範学校）に置かれる預科（修学年限3年。但し、1917年「修正大學令」により2年に短縮）で施されることになった<sup>37)</sup>。

その後、「壬戌学制」（1922年）により事実上、預科制度の廃止が宣言される。要するに中等教育を全体で2年間延長することで、旧来、高等教育側で実施されてきた2年間の預科教育を廃止するとともに、中等教育を初級・高級の二段階構成にしようとしたのである。ただ、急激な制度変更は明らかに困難であるため、制度的移行に配慮して、「國立大學校條例」（1924年2月教育部公布）では、「高級中學校未遍設以前、國立大學校得暫設預科，收受舊制中學及初級中學校畢業生，其修業年限在四年制畢業者二年；在三年制畢業者三年」（附則第1條）との規定が付されることとなった<sup>38)</sup>。

従って、「考察団」は高等教育の質的悪化を招いている一因として預科制度の存在を挙げているが、その下りで「預科の設置とは、本来、学生が過去に受けた教育上の欠点を補うものであったがゆえに、その事情にはなお諒解すべき点もあるが…」と述べているのは<sup>39)</sup>、上記のような「國立大學校條例」による暫定措置を指している。

とは言え、「ほぼ高級中学と同等」の預科課程に在籍する預科学生は、1931年段階でなお8000人以上存在し<sup>40)</sup>、『第一次中國教育年鑑』にも「實際預科學生轉居多數，其流弊則不可勝原也」とあるように、教育方面のみならず、管理面でも弊害をもたらしていた<sup>41)</sup>。ちなみに、「考察団」はまた、預科制度の存在は「優良な高級中学の発展にとっても不利である」とも指摘している<sup>42)</sup>。

いずれにしても、南京国民政府下に移り、1929年、上記のような高等教育に関する諸法規が制定されたが、結局「専科学校規程」に「専科学校得暫設預科，招收舊制中學畢業生。預科修業一年」（第3條）の規定が付されたのを除き、預科関係規定が姿を消す。さらに1930年3月、教育部は1930年

秋季学期以降の預科学生募集停止，すなわち1932年6月30日をもって廃止する旨を決定し<sup>43)</sup>，1931年9月には医学院預科の取り消しを通達した<sup>44)</sup>。1931年の「修正専科学校規程」制定によって預科制度が法規上，全く消失することは既に見たとおりである。

預科制度の弊害は，時期を待たねばならぬにせよ，必ず消えゆくとの見通しが立っていた。

### (3) 大学入試制度をめぐる問題点と「国聯教育考察団」側の結論

従って，高等教育にとって最大の“入口問題”は入試制度であろうと「考察団」は認識した。

入試の実施方法に関しては，大学・独立学院にあつては「入學試験，由校務會議組織招生委員會於每學年開始以前挙行之。各大學因事業上之便利，得組織聯合招生委員會」（大規第14條），また，専科学校では「入學試験，由校務會議組織招生委員會於每學年開始以前挙行之」（専規・修正専規とも第14條）とあり，大学・独立学院側にのみ，場合によっては複数の大学が合同の招生委員會（学生募集委員會）を組織してもよいと規定しているが，基本的には各機関が自校の校務會議を通じて招生委員會を組織することになっていた。要するに各校が独自に入試を実施する訳である。

受験生たちが，志望校の出題傾向や対策の研究に躍起になったであろうことは容易に推察できる。その証左として，1930年代に入ると『升學指南』の如き総合進学ガイドの類から『大學投考指南』『全國各大學入學試題解答』等の受験対策ものまで，種類が明らかに増加するからである<sup>45)</sup>。

「入學試験は各大学が個別に実施するのだが，試験の特徴は志望する学院によってさらに異なる。ほとんどの場合，トライする学生の数が合格枠を遙かに超えているため，競争は極めて激烈となる。ある人物が私どもに教えてくれた話によれば，応募学生は多くが同時に大学を二か所以上受験し，すべて合格したなら，そのうちから一つを選んで入学するのだという<sup>46)</sup>。しかし，そうした苛烈な“生存競争”は，何も受験生ばかりでなく，学生を受け入れる側の大学間でも生じていた。

「学生は，たとえある大学によって淘汰されたとしても，大抵はほかの条件があまり厳しくない大学を受験すれば就学できる。二校目にも淘汰された場合でも，まだ三校目に受け入れてもらえる可能性が残されている。…そもそもそうした類（＝第三校目）の大学は受験者の資格など詳しく審査しようなどと考えてはいない」。だからこそ，こうした大学は，ひたすら「学生の数量を求めて，ついには品質を犠牲にすることも惜しまなくなってしまう<sup>47)</sup>。

そうした悪循環の存在，それが「考察団」たちの見た中国入試事情の現実であった。要するに，各大学のレベルが同じでないことは当然だが，問題は，そのレベル差が必然的に獲得できる学生の質の差にも繋がっており，大学間の格差がますます拡大しつつあった，ということである。

先に概観したように，彼らは，中等教育方面に対する考察を進める中で，大学受験者たる高級中学卒業生の質やそうした学生を生み出す中等教育のあり方に問題点を見出した。さらに学校教育の制度が各教育段階相互の密接な接続を前提としているがゆえに，中等教育における教育上の問題点は直接の関係を有する預科だけでなく，大学の学士課程にまで波及し得るという構造的な問題の存在をも感取した。中等教育側は当然，諸方面で改善を図る必要があるとの認識を得た訳である。

だが，高等教育の質を悪化させている原因は，実は高等教育自身の側にもある。彼らが到達したもう一つの認識がこれであった。より具体的には，何よりも大学の“入口”を管理すべき入試制度

が「劣等な受験生を淘汰する」という本来の機能を十分に果たしていないのではないかとされるべきは、各大学が入試を厳格に実施すること、可能な範囲で「共同の基準」(a common standard)を設定することであろう、ということである。

しかしながら、彼らも述べているように、各大学が入試を個別に実施している以上、たとえそのような「共同の基準」を設けたとしても、「諸大学に経常的に維持させる」ことなど到底不可能であろう。そして、結局、そうした試行錯誤の末に彼ら「考察団」が出した結論とは、教育部による「大学統一入試」(a common university entrance examination)の実施であった<sup>48)</sup>。

## 5. 結 言

以上、南京国民政府下の高等教育状況、とりわけ中等教育と高等教育の間に存在した接続状況を、「国聯教育考察団」がどのように捉えたのか、について、彼らが纏めた報告書の内容に依拠しつつ、検証を試みた。むろん、彼らによる報告書中に“接続問題”を専論したChapterが存在する訳ではない。従って、冒頭でも述べたように、本稿は報告書の各部分に散見できる関連内容を抽出し、筆者なりに再構成を図ることで、彼らが認識する“接続問題”をより具体化するとともに、可能な限りにおいて構造化しようとした成果である。

本稿における判明点の詳細は本文の各項を参照されたいが、端的に言えば以下のようなだろう。要するに、複線化が明確となる後期中等教育と高等教育とが、レベルを異にはするが、それぞれに普通教育・師範教育・職業教育を領域として有するものの、領域ごとの上下の接続が、普通教育を除いては事実上存在せず、結局は後期中等教育側の普通教育＝高級中学から高等教育の全ての領域に接続する、というのが当時における学制の特徴であった。彼ら「考察団」の“接続”に係る問題認識は主要にはこの学制上の問題点を起点としている、と考えられる。彼らの検討はテーマ的考察(総論)と教育段階別考察(各論)から進められている訳だが、この“接続”に関する問題認識は中等教育方面からの考察と高等教育方面からの考察を総合することで、一層鮮明なものへと発展する訳である。本稿においてまず教育法制の観点から接続状況を検証し、続いて中等教育内容、高等教育側の“入口”制度を見たのは、実は以上のような彼らの認識を構図化するためであった。

結局、彼らの得た結論は、中等教育と高等教育とがいわば“上位による下位支配”の関係を基盤としていることから両者の“接続”に問題を来しており、確かに中等教育側のカリキュラムや教育にも改善すべき点はあるが、高等教育側の“入口”管理を十分に機能させない限り、“接続”状況を進展させることは困難であるということである。最後に示したように、彼らの得た改善方策たる「大学統一入試」とは、実は後年、日中戦争下の非常時に一時的にはあれ、実現を見るのだが、これは高等教育側の条件や了解と中央教育行政の強力な指導力とがなければ、その事業の実施は明らかに困難であった、と考えられる。

とは言え、“接続問題”をさらに構造化するためには、本稿では取り上げなかった高等師範教育のあり方についても見ておく必要がある。この領域は確かに高等教育の一部ではあるが、中等教育の教育を担うべき人材の養成を図るシステムであるがゆえに、そこでの教育の如何は必然的に中等

教育と高等教育との“接続”へと繋がりをうからである。「考察団」もこの高等師範教育に対して考察を加えている。ただ、筆者はこの領域に関しても、まずは高等教育自体の教育問題を検討する中で位置づける必要があろうとも認識し、本稿ではあえて取り上げなかった。冒頭で示したその他の問題に対する検討とともに、稿を改めて論じたい。

## 【注】

- 1) 広島大学高等教育研究開発センター『大学論集』第37集, 2005年, 195-211頁。
- 2) 本稿は、主に「国聯教育考察団」報告書：The League of Nations' Mission of Educational Experts, The Reorganisation of Education in China, League of Nations' Institute of Intellectual Co-operation, Paris, 1932. 並びに、国聯教育考察團著、国立編譯館訳『中國教育之改進』, 国立編譯館〔南京〕, 1932年。に基づくものとする。但し、以下、国際連盟「教育考察団」による報告内容に関して引用・参照箇所等を示す場合には、原則として中文書『中國教育之改進』の該当頁のみ掲げることとする。なお、中文書の訳が明らかに適当でないと認められる場合には、筆者による訂正を加えた上で、後に原語を示すこととした。
- 3) 熊明安著『中華民国教育史』, 重慶出版社〔重慶〕, 1990年, 137頁。丁致聘編『中國近七十年來教育記事』, 国立編譯館〔南京〕, 1935年, 158頁（『民國叢書』第二編第45卷, 上海書店, 所収分）。『中華民国教育其他ノ施設概要』, 外務省文化事業部, 1931年, 1080-1083頁。以下、「壬戌学制」については中國第二歴史檔案館編『中華民國史檔案資料匯編』第三輯教育, 江蘇古籍出版社〔南京〕, 1991年, 102-106頁。姜書閣編著『中國近代教育制度』, 商務印書館〔上海〕, 1933年, 128頁（『民國叢書』第三編第45卷, 上海書店, 所収分）等を参照。
- 4) 旧来の制度, すなわち1912~13年制定の「壬子癸丑学制」では、中等教育の修業年限は、普通教育（中学）が4年, 師範教育（師範学校）が預科1年・本科4年, 職業教育（甲種実業学校）が預科1年・本科3年であった。なお、同制度における初等教育は小学校4年（義務教育）、高等小学校3年の併せて7年だが、小学校課程を卒業した者には3年制の職業教育（乙種実業学校・実業補習学校）に進む道も存在した（前掲『中華民國史檔案資料匯編』第三輯 教育, 59-60頁。前掲『中國近代教育制度』, 114-116頁）。
- 5) 例えば、中学の修業年限は「中學暫行條例」第2条に初級3年・高級3年のいわゆる“三・三制”を基本とするが、初級4年・高級2年とするも可とある。「壬戌学制」に掲げられた初級2年・高級4年も可とする条項は認められない。ただ「壬戌学制」に示されたその他の特例事項は「中學暫行條例」（第2条~第4条）に活かされている（前掲『中華民国教育其他ノ施設概要』, 1080頁）。
- 6) これら三法のほか、翌1933年3月には「中学規程」「師範学校規程」「職業学校規程」が教育部により制定公布されている。いずれにしても、国民政府による「中学位法」等の公布により、中等普通教育は“三・三制”に統一され、師範教育及び職業教育は一部の例外（1. 地方の事情を勘案して、公立初級中学に小学課程修了者等を対象とする簡易師範科、公立6年制中学・高

級中学に高級中学・高級職業学校卒業者等を対象とする1年制特別師範科を設置し得る。2. 初級・高級中学は教育部が定める教育科目及び課程標準(カリキュラム)のほか、地方の需要に応じた職業科目を置く)を除いて中学から分離し、師範学校・職業学校として単独設置されることとなった。なお、師範学校の修学年限は、付設の簡易師範科及び単独設置の簡易師範学校並びに特別師範科を除き、3年となり、一方の職業学校は、小学課程修了者等を対象とする初級職業学校(修業年限は1~3年)、小学課程修了者等を対象とする修業年限5~6年コースと初級中学卒業者等を対象とする修業年限3年コースとを有する高級職業学校の二本立てとなった(前掲『中華民国教育史』, 137-145頁。前掲『中國近七十年來教育記事』, 273, 277頁。並びに中國第二歴史檔案館編『中華民國史檔案資料匯編』第五輯第一編教育, 江蘇古籍出版社, 1994年, 412-417頁。佐藤尚子・大林正昭編『日中比較教育史』, 春風社, 2002年, 98-108, 157-166, 236-248頁, 等を参照)。

- 7) 「考察団」報告書によれば、当時中学教員の養成機関としては師範大学(normal university) 2校、独立型の教育学院(normal colleges) 2校、大学教育学院(college of education of the university) 9、師範専修科(special normal course) 9が存在したとあるが、1931年6月に教育部が実施した調査データによって機関名及び当該組織の存在を確認できるものを掲示すると、以下のようになる。すなわち、師範大学が国立北平師範大学、四川省立成都師範大学、独立の教育学院が省立山西教育学院、省立江蘇教育学院、教育学院を擁した大学が国立中央大学、国立暨南大学、省立東北大学、私立廈門大学、私立滬江大学、私立大夏大学である(前掲『中國教育之改進』, 133頁。何炳松「三十五年來中國之大學教育」『最近三十五年之中國教育』[商務印書館, 1933年], 123-129頁(前掲『民國叢書』第二編第45卷, 所収分)。
- 8) 当時の高等教育体制については、本稿4(1)に詳述。
- 9) 前掲『中國教育之改進』第二部Chapter XI, 66-67頁。
- 10) 同上書, 第二部Chapter II, 141頁。
- 11) 同上書, 第二部Chapter II, 74, 115頁。
- 12) 同上書, 第二部Chapter III, 162-163頁。
- 13) 同上書, 第一部Chapter VIII, 55頁。
- 14) 拙稿「南京国民政府治下の高等教育政策に関する再論」, 前掲『大学論集』第35集, 2004年, 351-364頁, を参照。
- 15) 「考察団」は、「壬子癸丑学制」以降“義務教育”年限とされた前期初等教育課程=4年制初級小学の修了者を同等学齢児童の20%としている(前掲『中國教育之改進』第二部Chapter II, 109頁)。初級小学から高級小学への進学率, 高級小学から中学課程への進学率が不明であるなど、データ的には全く不備極まりないが、先に示した初級中学入学者に対する中学課程6年完成者の比率25%未滿, 並びに中学卒業者の高等教育機関への進学率15%未滿とを併せると、1930年前後の同一世代における高等教育機関への進学率は0.75%を大きく下回るものであったことは確かである。
- 16) なお、「考察団」が指摘した中等教育・高等教育間の接続に関連する問題としては、他に外国

- 語問題がある。これもまた“上位による下位支配”の一事例で、少数の大学で授業言語として中国語を使用しないことから外国語教育の比重を大きくしているという問題である。ただ、後述するように外国語の授業時間数に多くを割いているにもかかわらず（カリキュラムの項を参照）、大学側からは「大学に入学して来る学生の英語力は極めてレベルが低い」との苦情が呈せられる状況にあった（前掲『中國教育之改進』第二部Chapter II, 106, 119頁）。
- 17) 前掲『中國教育之改進』第二部Chapter II, 106, 114-115頁。
  - 18) 中華民國大專院編『全國教育會議報告書』, 1928年, 乙編312-340頁。
  - 19) 1928年12月, 教育部は「中小學課程標準起草委員會規程」(10条)を公布し, 翌1929年4月には同委員会を招集して, 専門家同席の下, 高級中学各科課程の検討を行っている（前掲『中國近七十年來教育記事』, 181, 189頁）。
  - 20) 前掲『中國近七十年來教育記事』, 202, 205頁。前掲『中國近代教育制度』, 137-138頁。前掲『中華民國教育史』, 137頁。
  - 21) 前掲『中國教育之改進』第二部Chapter II, 110-113頁。
  - 22) なお, 今日では「自然科学」と言えば数学を含めるのが一般的だが, 少なくとも当時の中国では, 「初級中学暫行課程標準」にもあるように, 数学と自然科学(物理・化学・生物。※他に地質)とは別の括りになっており, 後者はいわば今日の日本で言う「理科」に相当するものであった。例えば, 1923年6月「新學制課程標準起草委員會」(1922年10月, 第八屆全國教育會聯合會の決定に基づいて組織)により検討完成された『新學制課程標準綱要』では, 高級中学普通科を①「文学及社会科学」を主とする「第一組」, ②「数学及自然科学」を主とする「第二組」に分組する案を提示している。ちなみにこの案には, 高級中学の履修科目として普通科・職業科等共通の「公共必修科」(国文・外国語・人生哲学・社会問題・文化史・科学概論・体育)が設定され, 各科にはさらに「分科専修科目」が設定された。「第一組」の場合, この「分科専修科目」の必修科目としては, 特設国文・心理学初歩・論理学初歩のほか, 社会科学のうち一種, 並びに自然科学あるいは数学のうち一種を選修するとあり, 「第二組」の場合は, 三角・高中幾何・高中代数・解析幾何大意・用器画のほか, 物理・化学・生物から二科目を選修すると規定されていた（前掲『中國近代教育制度』, 130-131頁。前掲『中國近七十年來教育記事』, 105~106頁）
  - 23) 前掲『中國近代教育制度』, 137頁。
  - 24) 前掲『中國教育之改進』第二部Chapter II, 116頁。
  - 25) 同上書, 第二部Chapter II, 117-118頁。
  - 26) 同上書, 第二部Chapter II, 118頁。
  - 27) 同上書, 第二部Chapter III, 165-166頁。
  - 28) 『革命文獻』第56輯, 中央文物供應社〔台北〕, 1971年, 226-228頁。
  - 29) 前掲『中國教育之改進』第二部Chapter II, 114頁。
  - 30) 以下, 本文に引用する「大學組織法」「大學規程」「專科學校組織法」「專科學校規程」の各条文は『革命文獻』第56輯, 中央文物供應社, 1971年, 1-10, 13-21頁を参照するものとする。

また、各法規の特色に関しては、拙稿「南京国民政府の高等教育改革に関する初歩的考察」、前掲『大学論集』第34集、2003年、163-175頁、を参照。

- 31) なお、「大學組織法」第20條の規定冒頭は、原文にも「大學入學資格」とあるのみで、「大學規程」側のように「大學或獨立學院入學資格」となっていない。
- 32) 専科学校に関する入学資格規定においても、大学に関する規定と同様、条項の表現・内容上の異同が認められる。要するに「専科学校組織法」の規定には単に「在…私立中學畢業或具有同等學力、…」とあり、「修正専科学校規程」のように「在…私立高級中學或同等學校畢業或具有與高級中學畢業同等學力、…」となっていないが、本稿では、公布時期の新しい後者の内容に従った。
- 33) 専修科の設置経緯・基本方針等に関しては、前掲拙稿「南京国民政府治下の高等教育政策に関する再論」を参照。
- 34) 厳密に言えば、「欽定京師大學堂章程」制定に先立って張百熙が奏上した「奏辦京師大學堂」において「查各國學堂之制大抵取…升入中學堂，如是又三年乃升入高等學堂，如是又三年乃升入大學堂。以中國准之，…中學堂即府學堂也，高等學堂即省學堂也」と外国の学校制度事例を掲げ、自国の教育組織と対比する中で、中学堂と大学堂との間にあって両者は連結する存在としての高等学堂を掲示し、また日本の事例を挙げて「惟有暫且不設專門，先立一高等學校功課，略倣日本之意，以此項學校造就學生爲大學之預備科」と高等学堂の性格を指摘するとともに、「由臣請旨催辦各省學堂，三年之後，預備科所造人才與各省省學堂卒業學生，一併由大學堂考入專門肄業」として、各省の既存の省學堂を高等学堂に改め、また暗に中央（大学堂）には別途預備科を設置するといった整備構想が示されており、これが大学預備科及び高等学堂設置の必要と意義を明確化した最初であると見られる（舒新城編『近代中國教育史料』，中華書局〔上海〕，1933年，第一册127頁（前掲『民國叢書』第二編第46卷，所取分））。なお、「國立北洋大學校略史」（1928年）は京師大學堂に先立って、1895年に創設された天津中西學堂（後の北洋大學堂）の教育組織について、頭等學堂を大学「正科」，二等學堂を「預科」と説明しているが、例えば陳啓天は就学年齡・カリキュラムに基づいて二等學堂を「中學」としており、筆者として後の大学預備科に相当するものか否かの判定は困難である（『北洋大学—天津大学校史資料選編』，天津大学出版社，1991年，30頁。陳啓天著『近代中國教育史』，台湾中華書局〔台北〕，1969年，95頁）
- 35) 京師大學堂の草創期に関しては、郝平著『北京大学創辦史実考源』，北京大学出版社〔北京〕，1998年，260-285頁，を参照。また、京師大學堂復興以後の高等教育動向は、前掲『中國近七十年來教育記事』，9-34頁，を参照。なお、『中國近七十年來教育記事』には1901年「本年」の条に「江蘇南菁書院」を「江蘇全省南菁高等學堂」に改める旨が奏上された記事が記されており、注34)の「奏辦京師大學堂」以前にも「高等學堂」を組織名とする教育機関が存在したようだが、それが張百熙が述べている趣旨の組織か否かは不明である（同書，9頁）。
- 36) 北洋大學堂では組織としての大学預備科を置くのではなく、「預科課程」=カリキュラムの設定によって対応した可能性もある（前掲「國立北洋大學校略史」，前掲書，32頁）。なお、この他、

- 大学堂進学を目的とはしないが、高等学堂と同等に位置づけられた専門学堂が、1909年段階で84か所存在したとされる（周予同著『中國現代教育史』、良友圖書印刷公司〔上海〕、1934年、216-217, 219-221頁（前掲『民國叢書』第一編第49卷, 所収分）。教育部編『第一次中國教育年鑑』開明書店〔上海〕、1934年、丙編12-14頁）。
- 37) 前掲『第一次中國教育年鑑』、丙編10, 13-14頁。前掲『中華民國史檔案資料匯編』第三輯 教育, 59-60, 107-141, 143-148, 167-173頁。例えば、北京政府教育部は、直隸高等学堂（保定）の1913年夏季休業以降の「停辦」を決定し、同校の在籍学生全員を新制「国立北洋大学校」に移籍させて同校の預科学生とした（前掲『北洋大学—天津大学校史資料選編』、32頁。『中華民國大學誌』（一）、中華文化出版事業委員會、1954年、146頁）。
- 38) 前掲『中華民國史檔案資料匯編』第三輯 教育, 173-175頁。
- 39) 前掲『中國教育之改進』第二部Chapter III, 174頁。
- 40) 同上書, 第二部Chapter III, 157頁。
- 41) 前掲『第一次中國教育年鑑』、丙編23頁。なお、1930年の教育部訓令「各大學自十九年度起不得再招預科生」「大學附中畢業生不得無試驗直接升入各本大學肄業」「舊制中學或師範學校畢業生之插入高中肄業辦法」等の内容を勘案すると、必ずしも断言はできないが、当時の預科学生の本科進学は無試験であった可能性も考えられる。だとれば、預科制度の高等教育への弊害は火を見るよりも明らかである（教育部編『教育法令彙編』第一輯、商務印書館、1936年、143, 194-195頁）。
- 42) 前掲『中國教育之改進』第二部Chapter III, 157頁。
- 43) 同上。前掲『教育法令彙編』、143頁。前掲『中國近七十年來教育記事』、213頁。並びに、前掲拙稿「南京国民政府の高等教育改革に関する初歩的考察」参照。
- 44) 前掲『第一次中國教育年鑑』、丙編23頁。なお、同書には、1931年、医学院預科とともに「先修科」の取り消しを通達したとあり、前掲『中國近七十年來教育記事』（221, 251頁）にも同様の記事、並びに関連記事が認められるが、この「先修科」に関しては現時点で不明である。
- 45) 北京図書館編『民国時期総書目（1911-1949）』教育・体育分冊、北京図書館出版社、1995年、324-325, 406-409頁。『升學指南』（上海職業指導所刊）を例にとると、各大学等の紹介ほか、著名専門家による進路指導や各学問分野の特色など内容は極めて豊富であった（1933年版参照）。
- 46) 前掲『中國教育之改進』第二部Chapter III, 156頁。
- 47) 同上書, 第二部Chapter III, 174頁。
- 48) 同上書, 第二部Chapter III, 175, 204頁。

# **A Study on Higher Education under the Nanking Government: An Analysis of the Articulation between Secondary and Higher Education by the League of Nations' Mission of Educational Experts**

Manabu HASHIMOTO\*

The purpose of this paper is to investigate the situation of higher education under the Nanking government (established in 1927), particularly at the time when the League of Nations' Mission of Educational Experts surveyed the situation of Chinese education in 1931.

The paper focuses on how the League of Nations' Mission of Educational Experts analyzed the articulation between secondary and higher education in China. Although no special section pertaining to the problems of articulation was defined in the report prepared by the mission, namely, "The Reorganisation of Education in China," the mission certainly acknowledged the existence of various articulatory problems between secondary and higher education. These problems were referred to in some parts of their report. In this paper, these references have been classified into the following three categories: (1) problems regarding the educational system, (2) problems pertaining to the curriculum and teaching method of secondary education, and (3) problems concerning the system for entrance into universities or technical colleges.

The first part of this paper describes the articulatory problems regarding the educational system. In particular, it identifies the following aspects as the articulatory problems: (1) an exclusive triple track system (general, vocational, and normal education) of secondary education; (2) a restrictive system for advancement into higher education; and (3) an unbalanced distribution of schools over the country.

The second part examines the articulatory problems pertaining to the curriculum and teaching method of secondary education. In particular, the mission concentrated on the fact that practical subjects, namely, subjects concerned with agriculture, technique or commerce, and natural science's subjects (excluding math) were overlooked in the curriculum and teaching method. Further, they identified that the choice of subject or field of students advancing to institutions of higher education was influenced by such situations of secondary education.

The third part of the paper focuses on the problems concerning the system for entrance into universities or technical colleges. The mission pointed out the drawbacks of the preparatory course of institutions and higher education as well as those of the entrance examinations conducted by universities. Since in 1932, it was decided that the preparatory course should be abolished, the most important problem was identified in the entrance examination that had been unable to adequately screen the applicants.

---

\* Associate Professor, Faculty of Health and Welfare, Hiroshima International University

In conclusion, we confirm that there were structural problems in the articulation between secondary education and higher education in China in 1931. However, in the report, the mission provided the following description: The most serious problem with regard to the educational system in China was that the entire system had been controlled by the system of higher education.